受　託　研　究　契　約　書

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、札幌医科大学受託研究取扱規程に基づき、次のとおり契約する。

　（受託研究の実施）

第１条　乙は、次の受託研究（以下「研究」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託する。

(1) 研　究　課　題　名

(2) 研　究　の　内　容

(3) 研　究　担　当　者 所属 職　　　　氏名

　　　　　　　　 　　 所属 職　　　　氏名

　　 所属 職　　　　氏名

　　所属 職　　　　氏名

(4) 研究に要する経費　　金　　　　　　　円（税抜き）

(5) 研　究　期　間 自 令和　　年　　月　　日　至　令和　　年　　月　　日

(6) 提　供　物　品

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 品名及びコード番号 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |  |
|  |  |  |  |  |

（研究に要する経費の納入等）

第２条　乙は、研究に要する経費を甲の発行する請求書により指定の納入期限までに納入しなければならない。納入期限までに納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納につき年 3.0％の割合で計算した延滞金を納入しなければならない。

２　甲は、乙が納入した研究に要する経費を原則として返還しないものとする。

（取得した設備等の帰属）

第３条　研究により取得した設備等は甲に帰属するものとする。

（研究の中止又は期間の延長）

第４条　天災その他の不可抗力又は研究遂行上やむを得ない事由があるとき、又は研究担当者の休業・退職等により研究の継続が困難となったとき等は、甲乙協議の上、本研究を中止し、又は延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

２　前項に基づく場合を除き、乙からの本研究中止の申し入れがあった場合は、甲乙協議の上、双方書面による合意のあるときに限り、本研究を中止できるものとする。

（知的財産権等の帰属）

第５条　甲は、研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに乙に通知するものとする。

２　前項の発明等に係る特許を受ける権利等(以下「知的財産権等」という)は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

３　前項の知的財産権等については、甲は乙に対しこれを無償で使用させ、又は譲与することはできないものとする。また、甲の研究担当者の発明に係る知的財産権等の全部又は一部については、甲は乙に対しこれを無償で帰属させることはできないものとする。

（第三者に対する損害の賠償）

第６条　研究の実施に起因して第三者に損害が発生したときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害が甲の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

（提供物品）

第７条　第１条の提供物品の搬入、据付、撤去及び搬出に要する経費は乙が負担するものとする。

２　甲は、提供物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を受けたときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

（終了報告）

第８条　甲は、研究を終了したときは遅滞なくその結果を乙に報告するものとする。

（成果の公表）

第９条　甲は、研究の結果得られた情報を学術的意図に基づき学会等に公表する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。

２　乙は、研究により得られた情報を研究目的以外に使用する場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

（契約の解除）

第10条　甲又は乙は、一方の当事者がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したときは契約を解除することができる。

　（反社会的勢力の排除）

第11条　甲又は乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

　ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 前項(1)の確約に反する申告をしたことが判明した場合

(2) 前項(2)の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3) 前項(3)の確約に反する行為をした場合

３　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務は負わないものとする。

　（損害賠償）

第12条 甲又は乙は、第10条及び第11条の掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が、故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、相手方が直接的に被った通常の損害の範囲内で補償しなければならない。

（契約の変更）

第13条　この契約を変更する必要が生じたときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（定めのない事項）

第14条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第15条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その１通を保有するものと　する。

令和　　年　　月　　日

甲 北海道札幌市中央区南１条西１７丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学

　 　 理事長 　　　山　下　　敏　彦

　乙　　住所

会社名

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役

　　　　　　　　　　　　　　（又は契約締結の権限を委任された者）